

奈井江町パートナーシップ宣誓制度（案）に寄せられた  
意見に対する奈井江町の考え方について

1. 意見書の提出

令和7年3月10日（月）～3月25日（火）

提出者 1名（郵送）

2. 意見の概要と町の考え方

意見の概要	町の考え方
<p>「奈井江町パートナーシップ宣誓制度」の導入に基本的に賛成します。本来、性的マイノリティの方々も含めてすべての人が婚姻制度を利用できるのが当然で、これは、基本的人権の中でも最も重要な部分であると思います。異性間の婚姻しか認められていない中において、それが認められるまでの経過的な措置として賛成するものです。</p> <p>札幌、東京、名古屋、福岡などの各高裁において、同性婚を認めないのは違憲との判断がなされており、世論調査においても、73%の人が「同性婚を認めるのがよい」と考えており、遅くとも令和8年度中には最高裁が現行の民法・戸籍法の規定は憲法違反との判断をするものと思われる。</p> <p>「パートナーシップ宣誓制度」の導入については、憲法24条1項の「両性の合意」について、異性間の婚姻と解し、反対する意見も散見されるが、この点、札幌高裁は同性間の婚姻についても、異性間の場合と同じ程度に保障していると判示、福岡高裁も同性婚を禁止する趣旨で「両性」「夫婦」の文言を採用したと認められない。従って、24条は同性婚を禁止するものではないとの考えを示しています。</p> <p>なお、導入にあたっては、「性的指向の開示というプライバシー侵害につながる危険性がある」との指摘もあるので留意され、また、道内の中核都市においても、この制度を利用しているのは、各都市10件程度と思われ、折角制度を導入するのだから、そして奈井江町にも300か</p>	<p>婚姻制度の在り方につきましては、国が議論するものと認識しておりますが、本制度の導入を通して、町が性的マイノリティの方々の関係を尊重し、日常生活における困難や生きづらさの軽減を図るものです。</p> <p>本制度は法的な効力はありませんが、パートナーシップ宣誓により、公営住宅等の入居申込（一定の要件、入居資格あり）や住民票の続柄を同居人または縁故者から選択できるなどのサービスが利用可能となります。</p> <p>サービスが広がる一方で、プライバシーが侵害されることのないよう、町民や事業者に向け、制度の内容が正しく理解されるよう周知啓発に努めてまいります。</p> <p>また、職員におきましても、正しい知識を習得し、固定観念、先入観、偏見を持たずに対応し、より良いサービスにつなげていきたいと考えております。</p>

ら 400 人程度の性的マイノリティの方々がいると思われるので、利用しやすく、少しでも現行の婚姻制度に近い制度になってほしいと思います。

※住民の理解、啓蒙には特に力を入れてほしいと思います。